

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 90 日以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後から 30 日以内の退社の場合、紹介手数料の 70%を変換するものとする
 - (2) 入社日以後から 60 日以内の退社の場合、紹介手数料の 50%を変換するものとする
 - (3) 入社日以後から 90 日以内の退社の場合、紹介手数料の 20%を変換するものとする
- ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社 LB 永田町営業所（許可番号 13-ユ - 315048）

東京都千代田区永田町二丁目 1 7 番 5 号

ローレル永田町 3 階 3 0 6 号室